

ヘッドライフの講座 受講規約

第1条（適用範囲）

本受講規約は、ヘッドライフ・セラピスト認定協会（以下、「本協会」という）が主催、運営するすべての講座（以下、「本講座」という）を対象とする。

第2条（受講の申込み）

- （1） 本講座の受講申込みは、本協会が定めるお申込み専用フォームから行うものとする。
- （2） 申込者は、講座の受講申込にあたって、講義に支障を来す恐れがある病歴や持病などの事項について、告知するものとする。

第3条（受講契約の成立）

前条による受講の申込み後、第5条による受講料の決済が完了した時点で、受講契約が成立する。本協会は、決済完了後、申込者に「ご予約完了メール」を送付するものとする。

第4条（受講料）

本講座の受講料は、講座ごとに、別途定めるものとする。

第5条（決済方法）

本講座の受講料は、本協会が別途定める場合を除き、本協会の指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は申込者の負担とする。

第6条（開催日前の解約に伴うキャンセル料）

本講座の開催日の14日前から開催日当日までの間に、受講者が受講契約を解約した場合には、以下に定めるキャンセル料の支払い義務が生じるものとする。

- i、開催日より14日前～8日前までの解約の場合
講座受講費用の20%の額
- ii 開催日より7日前～4日前までの解約の場合
講座受講費用の50%の額
- iii、開催日より3日前～当日の解約の場合
講座受講費用の全額

第7条（受講日の振替え）

本講座の開催日の14日前から開催日当日までの間に、受講者の責に帰すべき事由による受講日の振替えは、以下に定める振替手数料等の支払い義務が生じるものとする。

i、開催日より14日前～8日前までの変更の場合

講座受講費用の20%の額

ii 開催日より7日前～4日前までの変更の場合

講座受講費用の50%の額

iii、開催日より3日前～当日の変更の場合

講座受講費用の全額

第8条（開催日以降の解約）

本講座の開催日およびWEB学習開始のログイン送信後以降は、受講者から受講契約を解約することはできず、受講料の返金も求めることはできない。

第9条（遅刻・早退・欠席による返金）

- (1) 受講者の責に帰すべき事由による本講座の遅刻・早退・欠席について、受講料は一切返金しない。
- (2) 受講者の責に帰すべき事由による遅刻、及び事前の連絡なしでの30分以上の遅刻は、本講座をキャンセルしたものと扱う。

第10条（講座修了の要件）

本講座の全カリキュラムを履修の上、本協会が定める所定の要件を満たした受講者のみ受講修了と認める。

第11条（講義・実習内容・配布資料等について）

- (1) 本講座は、本協会がインストラクター資格を付与した講師により講義をするものとする。
- (2) 本講座において提供される講義・実習内容、テキスト、DVD、CD-Rその他一切の媒体に含まれるノウハウ、アイデアその他の情報は、その管理方法の如何を問わず、本協会と受講者のみが利用できる秘密情報とし、転載、転用、複製してはならず、いかなる方法によっても第三者に開示してはならない。
- (3) 前号の媒体ないし情報に関する著作権その他の知的財産権(以下、「本件知的財産権」という)は本協会またはその運営会社である株式会社ヘッドクリックに帰属し、受講者は、これらを複製・改変したり、インターネットを通じて公衆に送信してはならず、本件知的財産権を侵害する行為を一切行ってはならない。
- (4) 受講者は、本講座において提供された媒体及び本件知的財産権を自己の学習の目的

にのみ使用するものとし、いかなる方法においても、受講者個人の私的利用の範囲外で使用したり、オークション・ネット販売サイトに出品したりせず、個人間を含め第三者に対して、頒布・販売・譲渡・貸与してはならない。

第12条（返品）

本講座において、受講者が購入したテキスト、DVD、CD-R等の各種商品については、返品できない。

第13条（秘密保持）

受講者は、本講座の受講により、本協会から開示された技術上、営業上、事業上の情報及び他の受講者より開示されたプライバシーに関わる情報を秘密として取り扱うものとし、第三者に開示することを禁止する。

第14条（個人情報）

本協会は、本講座の開催にあたり知り得た受講者の氏名、生年月日その他の個人情報を厳正に管理し、その利用及び提供においては、法令に基づく場合を除き、受講者の同意を得た目的の範囲内でのみ利用する。

第15条（メルマガの送信）

本協会は、本講座の受講者に対して、本協会のメルマガを送信するものとし、受講者は、メールアドレスを本協会のメルマガ送信用に登録することに同意する。

第16条（遵守事項）

受講者は、本講座を受講するにあたり、次に定める事項を遵守する。本協会は、遵守しない受講者を本講座の開催場所から退出させることができる。

- （1）本協会及び本講座の講師等の指示に従い、他の受講者の迷惑になるような行為・言動等をしない。
- （2）講座内容が理解できなかった又は理解しづらい部分があったとしても、講座内容を理解する上で個人差があることを前提に、本協会及び講師等に対して、一切の責任を求めない。
- （3）本講座の受講により知り得た内容について、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、本協会及び講師等に対して、一切の責任を求めない。
- （4）他の受講者に対して、商品及びサービス等の購入の勧誘、宗教等の活動への勧誘、セミナー等への参加の勧誘等一切の勧誘活動を行わない。
- （5）カメラ・スマートフォン・録音録画機器等の方法を問わず、本講座の開催場所において撮影・録音・録画することを一切禁止する。

第17条（確認事項）

受講者は、以下の内容を確認し、同意する。

- (1) 本講座受講により認定される資格は、本協会による民間資格であり、国家資格ではない。
- (2) 未成年者が本講座を受講するには、保護者の同意書の提出が必要である。
- (3) 本講座を遅刻・早退することを前提として受講することはできない。
- (4) 本講座の講座時間は、質疑応答等により延長する場合がある。
- (5) 本講座において使用するテキストの再交付を求める場合には、本協会に対し、金11,000円（消費税込）を支払う。
- (6) 本講座の再受講は、講座ごとに別途定めるものとする。
- (7) 認定試験は、希望者に限り予約制にて実施する。認定試験料は、講座ごとに別途定めるものとする。
- (8) 天候不良等の不可抗力により講座が中止となった場合には、受講料の全額を返金する。
- (9) 本協会の事情により講座が中止・変更となった場合には、受講料の全額を返金する。
- (10) 受講者が利用できる駐車場・駐輪場は一切存しない。
- (11) 本講座で習得する技術・知識は、本協会独自のリラクゼーションを目的としたセラピーであり、国家資格を要するあん摩マッサージとは異なり、医療類似行為ではない。
- (12) 講座受講中または、講座受講後に受講者に体調不良等が生じても、本協会及び本協会関係者は一切責任を負わない。
- (13) 本講座で知り得た全ての知識・技術・ノウハウ等の情報の利用・使用については、受講者の自己責任で行うものとし、その結果生じた損害については、本協会及び本協会関係者は一切の責任を負わない。
- (14) 予約完了から開催日の15日前までの間に、受講者の責に帰すべき事由による返金が生じた場合は、事務手数料等1,650円（消費税込）を差し引いた金額を返金する。

第18条（受講資格の失効等）

受講者が次のいずれかに該当する場合には、本協会は事前に通知することなく、直ちに受講契約を解除し、認定資格を失効させ、以後、本協会の如何なる講座の受講も認めないものとする。なお、受講契約を解除した場合においても、受講料は一切返金しない。

- (1) 本協会の同意なく、講座の内容を第三者に開示した場合
- (2) 本講座の内容を改変して使用しながら、本協会の名称を表示した場合

- (3) 本協会の事前の同意なく、本協会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を使用した場合
- (4) 本協会又は本協会の関係者に対し、誹謗中傷行為を行った場合
- (5) 本協会の事業活動を妨害する等により本協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (6) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (7) 本規約第16条に違反し、退出を命じられた場合
- (8) 本受講規約又は法令に違反した場合
- (9) その他受講契約を継続することが著しく不相当であるとき

第19条（地位の譲渡）

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することはできない。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われ、地位の承継は一切認めない。

第20条（損害賠償）

受講者は、本受講規約及び法令に違反したことにより、本協会及び講師等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負う。なお、第11条に違反した場合は、受講料または提供された媒体の価格と3倍の額の違約金を支払うものとし、それを超える損害が発生した場合には別に損害賠償をするものとする。

第21条（免責事項）

本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、本協会は一切の責任を負わない。

第22条（条項等の無効）

本受講規約の各条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本受講規約の効力は影響を受けない。

第23条（規約の変更）

本協会は、本受講規約及び本受講規約に付随する規定の全部又は一部をいつでも変更することができ、本協会のウェブサイト上に掲載された時点で効力を発し、以後当該変更された規定が受講者に適用される。

第24条（販売・提供する情報について）

- (1) 販売・提供する情報は、作成時点での著者の見解であり、情報の更新、見解の変更等に伴い、著者の判断のみにより、その内容の変更が行なわれるものとする。
- (2) 販売・提供する情報に万一、誤りや不正確な情報等が存しても、本協会及び本協会関係者は一切の責任を負わない。

(3) 販売・提供する情報を利用することにより生じたいかなる結果についても、本協会及び本協会関係者は一切の責任を負わない。

第25条（競業禁止）

- (1) 受講者は、本協会で学んだ施術・サロンノウハウ等に関するスクール（教室）・講座（セミナー）等を行う事業に出資・従事してはならず、自らもしくは法人として経営してはならない。但し、予め本協会の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受講者は、本協会による本講座と同種または類似の教育事業を自己又は第三者の名義、もしくは自己または第三者の利益を図る目的で行ってはならない。当該第三者には自己の親族及び自己または親族が支配する法人を含むものとする。
- (3) 前2号に違反した場合、受講者は、本協会に対し、違反した競業事業によって本協会が被った損害について、損害賠償金を支払うとし、違反した競業事業によって得た利益は、本協会の損害と推定するとともに、それを超える損害が発生した場合には別に損害賠償する。ただし、違反した競業事業によって得た利益が明らかでないときは、受講者は、受講料の5倍の範囲内で損害賠償をする。

第26条（虚偽報告）

受講者は、いかなる場合も本協会に対して、虚偽の申告・報告をしてはならず、虚偽の申告・報告があった場合には、受講者は本協会に対して、虚偽報告によって本協会が被った損害賠償金及びこれに対する虚偽申告・報告の時点から支払い済まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。ただし、虚偽報告によって本協会が被った損害額が明らかでないときは、受講料の5倍の範囲内の損害を推定するものとする。

第27条（受講規約の閲覧）

受講者は、本受講規約をいつでも閲覧することができる。

第28条（管轄合意）

本受講規約に関する一切の紛争は、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をその専属管轄裁判所とする。

第29条（協議事項）

本受講規約の解釈について疑義が生じた場合又は本受講規約に定めのない事項については、信義誠実に従い、受講者と本協会において協議し、円滑に解決を図る。

以 上

2021年5月1日

ヘッドライフ・セラピスト認定協会

【運営会社】

株式会社ヘッドクリック

大阪府中央区平野町1-7-10 クリオ平野町ビル 8F

代表取締役 江口 征次

一般社団法人日本ヘッドセラピスト認定協会

大阪府中央区平野町1-7-10 クリオ平野町ビル 9F

代表理事 江口 征次

TEL : 06-6203-6667

FAX : 06-6203-6611

MAIL : therapist@head-click.info

WEB : <http://www.headlife.org/>